

大阪医科薬科大学  
教職員各位  
学生各位

大阪医科薬科大学  
学長 佐野 浩一

【2022 年度 第 21 報】新型コロナウイルス感染拡大防止のための基本方針及び  
教職員・学生の行動指針について  
(対象期間：2022 年 10 月 1 日～10 月 31 日)

新型コロナウイルス感染症への対応について、社会生活における規制が徐々に緩和されていきます。

しかしながら、本部キャンパスの大学病院では重症化リスクの高い患者さんが療養中であることから、医療従事者を介した感染を極力防がなければなりません。これは新型コロナウイルス感染症に限ったことではなく、他の感染症にも共通するものであることから、良き医療人を育成する本学は本部キャンパス全域で医療機関に準じた対応をします。新型コロナウイルス流行以前より医療従事者が行っている感染対策を日常にも励行してください。また、他のキャンパスの学生や職員は本部キャンパスに出入りすることから、すべてのキャンパスにおいて同様の対応をします。

以上の考え方及び急速に進行する DX を踏まえて、以下のとおり行動指針第 21 報を示します。対象期間は 10 月 1 日～10 月 31 日とします。

基本的大学共通事項

1. 正課活動について

講義と演習については、Society5.0 への適応の意義を加えて、面接授業と遠隔授業を併用して行います。実習については、原則として面接で行います。具体的な講義、演習及び実習については、各キャンパスよりお知らせします。

2. 正課外活動等について

すべての学生に大阪医科薬科大学病院の医療従事者に準じた行動を求めます。奇声を発したり、大声での会話、喀痰・唾液の路上への吐出、あるいは歩行しながらの喫食を謹んでください。

① 自習室について

人数を制限し、毎日入れ換えとします。室内ではマスクを着用し、飲食を禁止します。

② 会食等について

添付の『大阪府からの府民等への要請(9 月 15 日～当面の間)』の内容に従ってください。加えて、個食、黙食に努めてください。

③ クラブ活動について

医療機関等における実習中及び近日中に実習を控える学生のクラブ活動への参加を全面的に禁止します。

その他の学生については、感染防止計画を提出し、各学部の方針に従って、節度をもって活動してください。クラブ活動は自由参加とし、参加を強制することがないようにしてください。

上記に反する行為・行動が原因となり、医療機関等でクラスターが発生した場合、当該学生は大阪医科薬科大学学生等懲戒規程による処分の対象とすることがあります。また、③に反した場合には、当該クラブの活動を停止します。

3. 学生のアルバイトについて

以下の条件を満たし、感染予防に十分留意することを前提に、学生のアルバイト等への従事を許可します。医療機関や高齢者施設等の重症化リスクの高い人がいる場所でアルバイトを行う場合は、クラブ活動を自粛する等、感染リスクを抑制する行動を採ってください。

- ①感染リスクが高い施設ではない
- ②三密回避、マスク着用、社会的距離、手洗い等必要な感染拡大対策が実施されている
- ③アルバイト等による収入を生活費(遊興費を除く)や学費・書籍代等に充当する必要がある
- ④やむを得ないと判断された状況以外での新型コロナウイルス感染による入院や自宅隔離などに伴う不利益は自己責任となることを理解している

#### 4. 学生の健康管理について

- ①基本的な感染予防対策（マスク着用、手指消毒、3 密回避、こまめな換気）を徹底してください。また休憩や食事時にマスクを外し飲食することで感染リスクが高くなります。飲食に伴う感染リスクを抑制するために個食や黙食を心掛け、会話の際にはマスク着用を徹底してください。
- ②新型コロナウイルスワクチンの積極的な3回接種をお勧めします。
- ③毎日、体温測定、体調チェックを行い、発熱(37.0 度以上、または平熱+0.5 度以上)、鼻水、咳、咽頭痛、倦怠感などの症状がある場合は、軽度であっても登校せず、すみやかに医学部・看護学部の学生は本部キャンパスの保健管理室、薬学部の学生は阿武山キャンパスの健康管理支援室に電話連絡してください。
- ④新型コロナウイルス感染者と診断された時、みなし陽性者又は濃厚接触者と判断された時の対応  
新型コロナウイルス感染者、みなし陽性者、あるいは濃厚接触者となった場合は、出席停止となります。その場合、すみやかに医学部・看護学部の学生は本部キャンパスの保健管理室、薬学部の学生は阿武山キャンパスの健康管理支援室に必ず報告をしてください。出席停止期間については、国や各自治体の指針が変更となりましたが、本学は大学病院において様々なリスクファクターを有する患者さんが療養中であることから、大学病院の方針に準じます。別途「新型コロナウイルス感染症の罹患者や濃厚接触者の待機期間と対応について」を確認してください。
- ⑤マスク着用については、全キャンパスの学生・職員は、直接あるいは間接的に医療従事者や臨床実習生との接触がありますので、学内外問わずにマスク着用を必須とします。

#### 5. 教職員及び学生の海外渡航について

海外渡航は、外務省及び相手国の指示に従うこととし、事前に学長(教員・大学職員)、または病院長(病院職員)の許可を得てください。なお、学生は各学部長、学長の許可を得てください。また、海外から帰国した者は、検疫所の指示に従うこととし、違反した場合は処罰の対象とします。

#### 6. 学会、研修会及び勉強会等について

下記①～④の通りとしますが、加えて、開催地となる都道府県の指示に従ってください。

- ①会場として本学の講義室や教室を利用する学会、研修会、勉強会等について  
以下の事項を遵守してください。
  - ・十分な感染対策を講ずること
  - ・会食を伴わないこと
  - ・会場の収容定員の 50%程度の参加者数であること
  - ・事後に参加者の名簿とワクチン接種歴の有無（証明書等は不要）を提出すること
- ②学外で開催される学会、研修会及び勉強会等への出席について  
9 月 28 日にグループウェアに掲載した「本学教職員の学会等出張の取扱について」を確認してください。
- ③学外からの見学者及び実習者について  
原則として、健康管理情報を求め、新型コロナウイルスワクチン 3 回接種済であることを確認してください。または、可能であれば抗原検査陰性であることを確認してください。
- ④他学への講師派遣について  
他学への講師派遣については、先方の方針に従い、感染対策を徹底して行うことを条件に認めます。

## 7. 図書館について

開館時間及び自習のための利用については、各キャンパスよりお知らせします。

以上、基本的大学共通事項を示します。なお、各学部・各研究科で決定する事項については、ユニバーサル・パスポートから配信するそれぞれの学部長・研究科長の指示に従ってください。

※この基本方針は 9 月 30 日現在のものであり、今後の病原体の変異や社会情勢の変化によって、当該基本方針を遅滞なく見直す場合があります。

基本方針の変更時は、随時、ホームページやユニバーサル・パスポートで周知します。

以 上

## 新型コロナウイルス感染症の罹患者や濃厚接触者の待機期間と対応について (大学教職員、学生)

新型コロナウイルス感染症の罹患者や濃厚接触者の待機期間について、国や各自治体の方針が変更となりましたが、本学は大学病院において様々なリスクファクターを有する患者さんが療養中であることから、院内での感染を防ぐため、濃厚接触者の待機期間と対応を以下のとおりとします。

尚、大学病院で診療に携わっている教職員は別途対応となりますので、病院感染対策室に連絡をして指示に従ってください。

新型コロナウイルス感染症に罹患、あるいは濃厚接触者(同居家族が罹患した等)となった場合、必ず保健管理室まで連絡をしてください(内線:2291、直通 072-684-6550)。薬学部教職員、学生は健康管理支援室まで連絡をしてください。(072-690-1014)

軽微な症状(咽頭痛など)でも新型コロナウイルス感染症の可能性がありますので、保健管理室または健康管理支援室まで相談してください。

### 1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

#### ① 教職員、臨床実習に参加していない学生

症状の有無にかかわらず、症状発現日(無症状の場合は検査日)を0日目とし、7日間の出勤・出校停止とし、7日目に抗原検査で陰性確認後、8日目から出勤、登校可能とする。

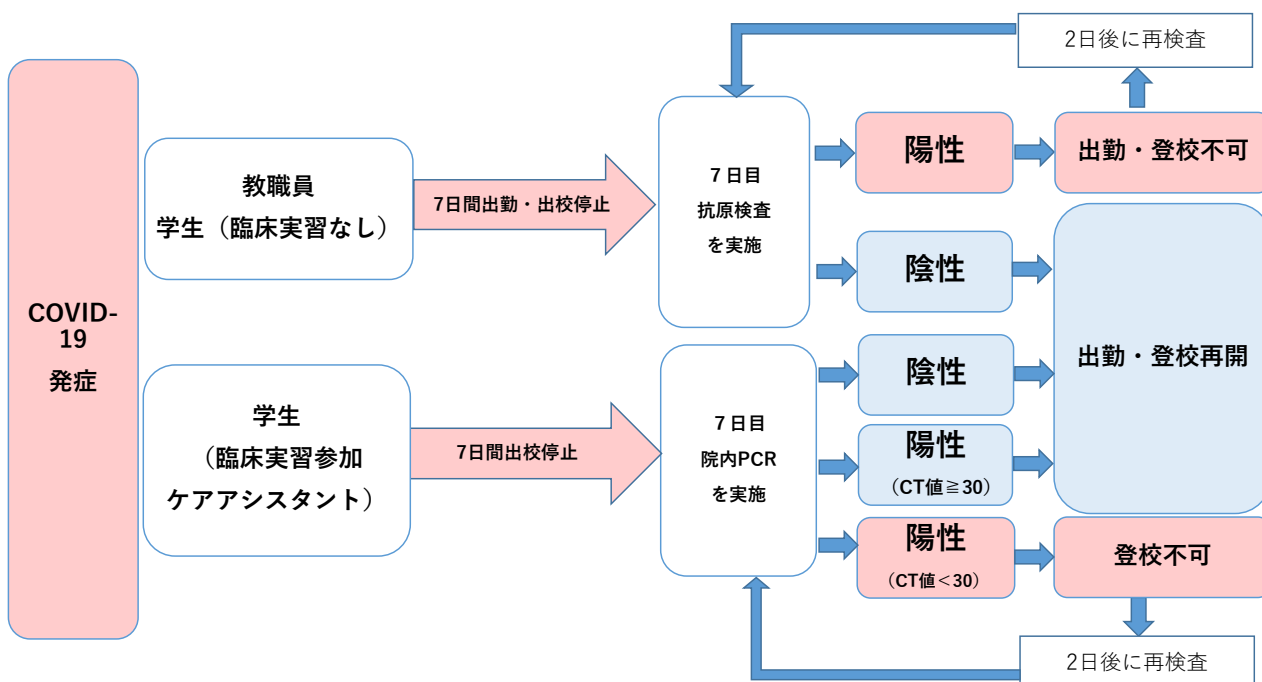
また出勤・登校再開のための抗原検査が陽性となった場合、2日後に再度、抗原検査を行う。(休日を挟む場合は3日後に実施)

但し、10日間経過するまでは、感染リスクが残存することから、健康状態の確認や感染予防を徹底すること。

#### ② 臨床実習に参加している学生(ケアアシスタントで院内に入る学生を含む)

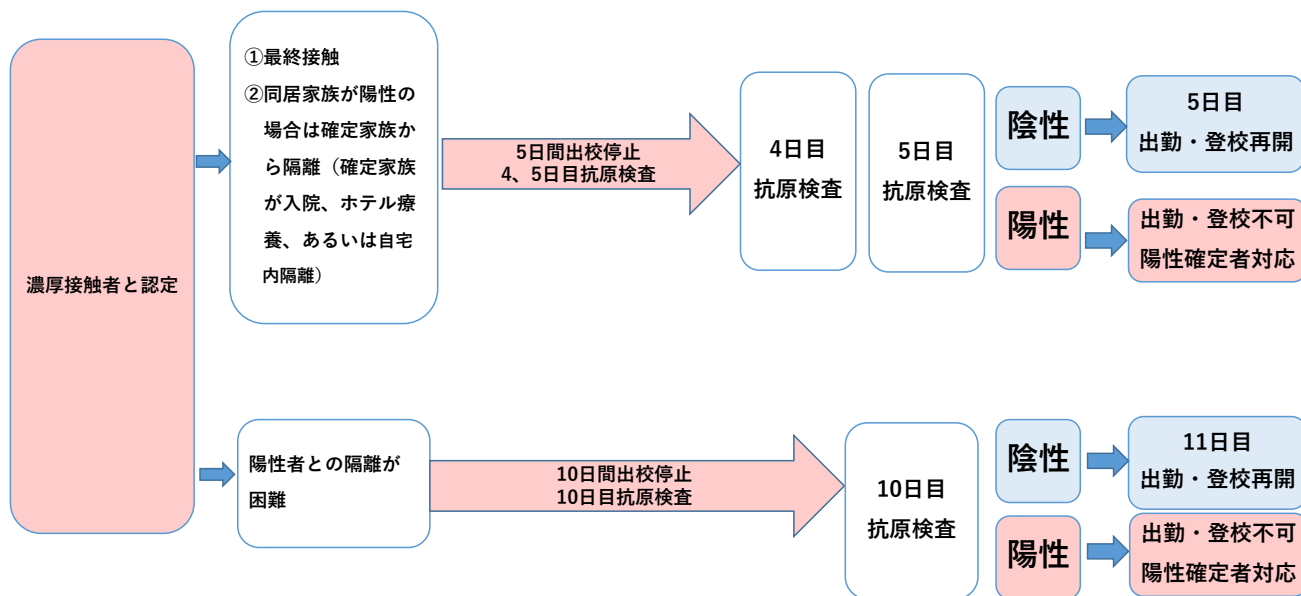
症状の有無にかかわらず、症状発現日(無症状の場合は検査日)を0日目とし、7日間の出勤・出校停止、7日目にPCR検査を実施する。PCR検査結果が陰性、あるいは陽性(CT値 $\geq 30$ )であれば出勤・登校可能とする。陽性(CT値 $< 30$ )の場合は2日後(土日を挟む場合は3日後)、再度PCR検査を実施する。

但し、10日間経過するまでは、感染リスクが残存することから、健康状態の確認や感染予防を徹底すること。



## 2. 濃厚接触者となった場合

- ①陽性者との最終接触日を0日目とし、5日間の自宅待機後、5日目に抗原検査で陰性確認後、5日目から出勤・登校再開とする。
- ②同居家族が陽性となった場合、最終接触日(確定家族から隔離)を0日目とする。  
なお、確定家族からの隔離とは、①確定家族が入院、ホテル療養となる、②自宅内隔離を実施(家庭内隔離条件を満たすこと)である。
- ③登校再開のための抗原検査結果が陽性の場合、陽性確定者として対応する。
- ④同居家族が陽性となり、家庭内隔離が困難な場合、10日間の自宅待機とし、10日目に抗原検査で陰性確認後、11日目から出勤・登校再開とする。



- 1 区域 大阪府全域
- 2 要請期間 令和4年9月15日～当面の間  
(ただし、今後の感染状況に応じて要請内容の変更を判断)
- 3 実施内容 次ページ以降のとおり

### 3 実施内容

#### ①府民への呼びかけ（特措法第24条第9項に基づく）

- 感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底
  - 早期のワクチン接種（5～11歳の子どもを含む）を検討すること（法に基づかない働きかけ）
  - 高齢者の命と健康を守るため、高齢者※1及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること  
※1 基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む
  - 高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること（オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること）
  - 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えること
  - 旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること
- 
- 高齢者※1の同居家族が感染した場合、高齢者の命を守るため、感染対策が取れない方は、積極的に宿泊療養施設において療養すること
  - 会食を行う際は、以下のルールを遵守すること
    - ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨
    - ・マスク会食※2の徹底※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

## ②市町村への要請 （特措法第24条第9項に基づく）

- 高齢者施設の入所者等で希望する方へのワクチン接種（4回目接種）を、早期に完了すること

## ③高齢者施設への要請 （特措法第24条第9項に基づく）

- 面会時を含め、施設での感染防止対策を徹底すること（オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること）
- 入居系・居住系施設の従事者等への頻回検査（3日に1回）を実施すること
- ワクチンの早期追加接種（4回目接種）に協力すること
- 施設における基本的な感染防止対策を強化・徹底すること
- 施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること

#### ④ 医療機関への要請 （特措法第24条第9項に基づく）

- 基本的な感染防止対策を強化・徹底するとともに、自院入院患者が陽性と判明した場合は、当該医療機関で原疾患とあわせコロナ治療を継続すること
  - 連携医療機関・往診医療機関等は、高齢者施設に対するワクチンの早期追加接種（4回目接種）に協力すること
- 
- 地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと
  - 地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設等の感染制御の支援を推進すること

## ⑤大学等への要請（特措法第24条第9項に基づく）

- 早期の3回目のワクチン接種を検討するよう周知徹底すること（法に基づかない働きかけ）
- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
- 学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること
  - ・ 旅行や、自宅・友人宅での飲み会
  - ・ 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食
- 療養証明・陰性証明の提出を求めないこと

- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

## ⑥経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 早期の3回目のワクチン接種を検討するよう周知徹底すること（法に基づかない働きかけ）
- 療養証明・陰性証明の提出を求めないよう周知徹底すること

- 在宅勤務（テレワーク）の活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 業種別ガイドラインを遵守すること

## ⑦ イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

（特措法第24条第9項に基づく）

### ➤ 主催者等に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請

|         | 感染防止安全計画策定 ※3 | その他（安全計画を策定しないイベント）         |
|---------|---------------|-----------------------------|
| 人数上限 ※2 | 収容定員まで        | 5000人又は収容定員50%の<br>いずれか大きい方 |
| 収容率 ※2  | 100% ※4 ※5    | 大声なし：100%、大声あり：50% ※5 ※6    |

- ◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること
- ◆ 「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること
- ◆ イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底を行うこと

※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む

※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、大声あり：十分な人と人との間隔（最低1m）を確保し、大声なし：人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること

※3 参加人数が5000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

※4 安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

※5 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%（大声あり）、100%（大声なし）

※6 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義

※7 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする

## ⑧施設について（府有施設を含む） 飲食店等への要請（第24条第9項に基づく）

### 対 象 施 設

#### 【飲食店】

飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)

#### 【遊興施設】

キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

#### 【結婚式場等】

飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合

### 【全ての飲食店等への要請】

- 利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること
- カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること

### 【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗への要請】

- 同一グループ・同一テーブル4人以内  
（5人以上の入店案内は控えること）
- 利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めること

## ●施設について（府有施設を含む）

### 飲食店以外への要請（法に基づかない働きかけ）

| 施設の種類 | 内 訳                                                                        | 働きかけ内容（1000㎡超の施設）                                                                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商業施設  | 大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く） | <ul style="list-style-type: none"><li>○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施</li><li>○ 感染防止対策の徹底</li></ul> |
| 遊技施設  | マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等                                                      |                                                                                                                                  |
| 遊興施設  | 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等                                  |                                                                                                                                  |
| サービス業 | スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等                                            |                                                                                                                                  |

## ●施設について（府有施設を含む）

### 飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

| 施設の種類   | 内 訳                                                                                                       | 要請内容                                                                                                                                                               |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 劇場等     | 劇場、観覧場、映画館、演芸場                                                                                            | <b>【人数上限・収容率】</b><br>イベント開催時は、<br>イベント開催制限と同じ<br><br><b>【その他】</b> （法に基づかない働きかけ）<br>○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施<br><br>○ 感染防止対策の徹底 |
| 遊興施設    | ライブハウス※                                                                                                   |                                                                                                                                                                    |
| 集会・展示施設 | 公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等                                                                                      |                                                                                                                                                                    |
| ホテル・旅館  | ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）                                                                                     |                                                                                                                                                                    |
| 運動・遊技施設 | 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等 |                                                                                                                                                                    |
| 博物館等    | 博物館、美術館 等                                                                                                 |                                                                                                                                                                    |

※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請

## 概 要

感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、認証制度。

## 対 象

飲食店（但し、テイクアウト等を除く）

## 認証基準

以下の例示を含む、全ての基準を満たすことが必要

（例）・アクリル板等の設置（座席間隔の確保）

・手指消毒の徹底

・食事中以外のマスク着用の推奨

・換気の徹底、CO2センサーの設置

・症状のある従業員に対する

「飲食店スマホ検査センター」の積極的な利用の推奨

・コロナ対策リーダーの設置 等

## 問合せ

感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター（開設中）

電話番号：06-6131-6280

開設時間：平日9時30分～17時30分



## 特措法に基づく要請等コールセンター

特措法に基づく要請内容などにかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

### 【コールセンターの概要】

開設時間：平日9時30分～17時30分

受付電話番号：06-6131-6408

※府ホームページ上にもFAQを掲載